

独法化で私たちの給料はどうなるのか? 10年間の保障も確約できずに人を育てられるのか?

来年7月以降、私たちの給与や労働条件はどうなるのでしょうか?という質問が続いています。先週お知らせしたとおり、経営本部は「10年間都制度での昇給を保障することとしています」というばかりです。

なぜ経営本部は「10年間の移行期間は給与を保障する」と約束できないのでしょうか。もし経営本部が10年間保障できないケースを具体的に想定しているならば明らかにすべきです。移行期間の昇給保障は新法人が決めること、というのは理由になりません。新法人が10年間何があっても昇給を保障できる体制をつくるのが都の責務だからです。

たった10年間の給与も保証できない法人が、行政的医療を継続・安定的に提供できるのでしょうか。できるわけがありません。なぜなら医療を提供するのは現場で働く人だからです。人を育てるには約束破りの賃下げなどはもってのほかです。最低でも10年間の給料・ボーナスを保障するのが都の責任です。現場で働く人を育てていかなければ、呼吸器は買いそろえたが、それを扱う看護師が揃えられなかった大阪の二の舞になるでしょう。そしてこのつけを支払わされるのは、大阪の例に倣えば、独法化を決めた当人たちでなく、都民と職員です。支部では、今後も独法化に対する疑問点をこれからも経営本部に質していきます。皆さんの疑問・不安を支部までお寄せください。



11.30 (火) 都立病院廃止条例案を出させないツイッターデモ!

11月30日(火) 19時から、12月都議会に都立病院廃止条例を出させないツイッターデモを行います。都立・公社病院の独法化は、「9月都議会の報道で初めて知った」という都民も多く、支部には「今からでもできることはありませんか」という声が寄せられています。今からでも独法化反対の声が広がれば、独法化後の医療の質を、そして私たちの労働条件を守ることに繋がります。都立・公社病院の独法化は、都民の命を守るためには医療体制はどうあるべきかという問題です。9月都議会の短い審議時間で決めるような問題ではなかったのです。ツイッターデモで、**#都立公社病院の独法化ではなくコロナ医療の充実をもとめます**、を広げましょう。



発行 都庁職病院支部

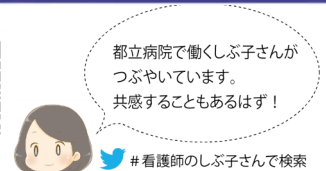
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!

#看護師のしぶ子さんと検索